

第 3 次若桜町行財政改革大綱

実施期間 令和 3 年度から令和 7 年度

**令和 3 年 3 月
若桜町**

目次

はじめに.....	3
第1章 改革の基本方針.....	4
1 基本方針.....	4
2 目標の設定.....	4
第2章 改革の具体的施策.....	4
1 持続可能な財政運営の推進.....	4
(1) 持続可能な財政運営の推進.....	4
(2) 適切な町有財産管理の推進.....	4
2 簡素で効率的な行政の仕組みづくりと人材育成の推進.....	4
(1) 簡素で効率的な行政組織の構築.....	4
(2) 簡素で効率的な行政事務の構築.....	5
(3) 職員の意識改革・能力向上.....	5
3 町民協働によるまちづくりの推進.....	5
(1) 町民参加型の行政運営の推進.....	5
(2) 町民に開かれた町政の推進.....	5
第3章 改革の推進.....	5
1 実施期間.....	5
2 進行管理.....	5
3 推進体制.....	5

はじめに

若桜町では、平成 17 年度を初年とする「第 1 次自立促進計画」を策定し、人件費の抑制や補助金の削減、保育所・学校の統合、イベント事業の見直しなどを柱とする行政改革に取り組んできました。その後も平成 20 年度から第 2 次自立促進計画を策定し、住民の視点に立った最良のサービス提供と、経費節減について継続した取り組みを行い、一定の成果を挙げてまいりました。

しかしながら、急速な人口減少・少子高齢化の進行に加え、地方経済の低迷による歳入の減少、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式に対応した行政運営の見直しなど、本町を取り巻く社会経済情勢は予断を許さない状態が継続しており、将来にわたり持続可能な行財政運営の取り組みが急務となっています。

本町の財政状況を見ますと、人口減少による地方交付税交付金の減額、歳入における地方債の増加、公債費の増加による「財政構造の硬直化」などの課題があり、持続可能な財政運営の推進に一層取り組む必要があります。

また、多くの公共施設、物品等で、老朽化が進んでおり、保有財産の維持管理費や更新にかかる経費の増加も喫緊の課題です。

併せて、効果的、効率的かつ適正な行政運営を実現するため、事務事業の見直しと定員管理の適正化も必要です。

これらの諸課題に取り組む上で、町民の皆様のご理解・ご協力が不可欠であり、わかりやすい情報提供のもと、町と町民が協力しながら改革を進めて行く必要があります。その第一歩として、今後 5 年間の本町の行財政改革の指針となる第 3 次行財政改革大綱を策定します。

令和 3 年 3 月

若桜町行政改革本部 本部長
若桜町長 矢部 康樹

第1章 改革の基本方針

1 基本方針

次の3つを大綱の基本方針とします。

- 持続可能な財政運営の推進
- 簡素で効率的な行政の仕組みづくりと人材育成の推進
- 町民協働によるまちづくりの推進

2 目標の設定

大綱には、基本方針、取り組みの実施期間、推進体制等を定めます。具体的な目標数値等は、「行財政改革実施計画」に記載します。

第2章 改革の具体的施策

1 持続可能な財政運営の推進

(1) 持続可能な財政運営の推進

① 補助費、物件費等の見直し

補助費、物件費等（委託料、需用費、役務費、使用料及び賃借料等）の見直しを行い、更に効果的、効率的かつ適正な執行を目指します。

② 徴収対策の強化

町税等収納率の向上や減免措置の見直しを検討します。

③ 財源の確保・拡充

自主財源の拡大や、国・県補助金を有効に活用し、財源の確保・拡充を推進します。

(2) 適切な町有財産管理の推進

① 公共施設等の適正管理

施設使用料や、維持管理費等の適正化を図ります。また、未利用地・未利用施設の処分または、有効活用を推進します。

② 公用車、及び公用車管理の見直し

公用車、及び公用車管理を見直し、経費削減と事務の効率化を図ります。

2 簡素で効率的な行政の仕組みづくりと人材育成の推進

(1) 簡素で効率的な行政組織の構築

① 機構改革の推進

住民ニーズや社会情勢に的確に対応するため効率的な組織の見直しを検討します。

② 定員管理の適正化

重要課題や業務量の変化に応じた定員管理の適正化を推進します。

③ 働き方改革の推進

職員のワーク・ライフ・バランスを実現し、活力あふれる職場環境をつくります。

(2) 簡素で効率的な行政事務の構築

① 行政サービスの提供時間、提供手段の見直し

公共施設や窓口業務など、利用者のニーズに沿った休館、開閉時間等を見直します。

② 行政のデジタル化

行政手続きの電子化、情報システムの標準化、ICT 技術の導入、印鑑の省略等を検討し、業務の合理化と経費削減、住民の利便性向上を目指します。

③ 事務事業の見直し

事務事業の見直しを行い、更に効果的、効率的かつ適正な執行を目指します。

(3) 職員の意識改革・能力向上

① 意識改革・能力向上のための研修等

職員に意識改革・能力向上を促す研修等を実施します。

3 町民協働によるまちづくりの推進

(1) 町民参加型の行政運営の推進

① 町民協働の仕組みづくり

町民と行政による行政運営を実現するための仕組みを検討します。

② 民間活力の利用促進

効果的、効率的な事業を実施するため、民間活力の利用を促進します。

(2) 町民に関われた町政の推進

① 情報公開

町民と行政の円滑なコミュニケーションが図られるよう、積極的な情報公開を推進します。

第3章 改革の推進

1 実施期間

この大綱の実施期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

2 進行管理

行財政改革実施計画により進捗状況を管理します。

3 推進体制

次の体制で取り組みます。

(1) 行政改革推進本部

町長を本部長とし、課長等で構成します。行財政改革大綱及び実施計画を策定、その他の行政改革に係る重要事項の決定、各種調査・調整・進行管理を行います。

(2) 行政改革推進委員会

委員は、優れた識見を有する者のうちから町長が任命した者によって、構成し

ます。町長の諮問に応じて、若桜町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議します。

(3) 行政改革推進会議

総務課長を議長とし、町長が任命した職員で構成します。行財政改革実施計画の策定にあたって、具体的な取組み事項の検討や、資料収集等の調整を行います。